

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第14期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社コプロ・ホールディングス
【英訳名】	COPRO-HOLDINGS. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清川 甲介
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-589-3066
【事務連絡者氏名】	管理本部長 倉持 寛
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-589-3066
【事務連絡者氏名】	管理本部長 倉持 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	7,701,130	8,962,680	10,819,368	13,122,871
経常利益 (千円)	901,272	884,753	1,336,638	1,585,296
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	541,338	608,197	938,864	1,084,160
包括利益 (千円)	541,338	608,197	938,864	1,084,160
純資産額 (千円)	2,190,136	2,704,034	4,692,806	5,487,966
総資産額 (千円)	5,163,633	5,394,388	7,474,681	8,030,522
1株当たり純資産額 (円)	534.18	659.52	996.35	1,164.18
1株当たり当期純利益 (円)	132.03	148.34	227.52	230.16
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	-	-	222.45	225.52
自己資本比率 (%)	42.4	50.1	62.8	68.3
自己資本利益率 (%)	27.3	24.9	25.4	21.3
株価収益率 (倍)	-	-	9.4	6.8
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	67,853	752,990	1,165,313	1,125,936
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	232,236	45,504	122,640	144,512
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	896,809	730,630	761,253	885,425
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,827,299	2,895,164	4,699,090	4,795,089
従業員数 (人)	1,279	1,445	1,788	2,242

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年3月19日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、新規上場日から第13期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第11期及び第12期の株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので記載しておりません。

4. 第11期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 必ずさ監査法人の監査を受けております。

5. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。

6. 当社は、2017年2月15日開催の取締役会決議により、2017年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第13期の期首から適用しており、第12期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (千円)	313,784	610,535	802,319	1,182,397	1,430,934
売上高 (千円)	456,218	-	-	-	-
経常利益 (千円)	197,558	231,920	37,624	310,548	477,982
当期純利益 (千円)	115,714	60,630	54,960	246,755	360,254
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	500	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
純資産額 (千円)	1,486,530	1,421,290	1,381,951	2,678,615	2,749,869
総資産額 (千円)	2,152,703	3,101,205	2,645,693	3,746,511	3,342,314
1株当たり純資産額 (円)	3,625,683.92	346.66	337.06	568.71	583.34
1株当たり配当額 (円)	307,000.00	23.00	30.00	42.00	60.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	282,231.05	14.79	13.41	59.80	76.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	58.47	74.94
自己資本比率 (%)	69.1	45.8	52.2	71.5	82.3
自己資本利益率 (%)	7.8	4.2	3.9	12.2	13.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	35.8	20.6
配当性向 (%)	108.8	155.5	223.8	70.2	78.5
従業員数 (人)	9	15	42	45	48
株主総利回り (%)	-	-	-	-	78.2
(比較指標: 配当込みTOPIX)	(-)	(-)	(-)	(-)	(90.5)
最高株価 (円)	-	-	-	2,438	3,370
最低株価 (円)	-	-	-	2,052	1,300

(注) 1. 営業収益及び売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年3月19日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、新規上場日から第13期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第13期の1株当たり配当額には、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの新規上場記念配当2円を含んでおります。

4. 第11期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第10期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

5. 第10期から第12期までの株価収益率、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありましたので記載しておりません。

6. 第10期から第13期までの株主総利回り及び比較指標については、当社株式が2019年3月19日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、記載しておりません。また、第14期の株主総利回りについては、第13期の事業年度末の株価を分母として算定しております。
7. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。
8. 第10期においては、2015年5月1日付で、新設分割により設立した子会社の株式会社コプロ・エンジニアードに当社の主要事業であった人材派遣・紹介事業を移管し、当社は事業会社から持株会社に移行しております。よって、2015年4月1日から同年4月30日までの1か月間は建設技術者派遣事業による売上高、2015年5月1日から2016年3月31日までの11か月間は持株会社による営業収益を計上しております。
9. 当社は、2017年2月15日開催の取締役会決議により、2017年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。
10. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第13期の期首から適用しており、第12期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
なお、2019年3月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2【沿革】

年月	事項
2006年10月	株式会社トラスティクルーを名古屋市中区に設立（人材派遣・紹介事業）
＃	名古屋支店開設
2007年2月	横浜支店開設
2008年3月	株式会社コプロ・エンジニアードへ社名変更
＃	名古屋支店移転
2008年8月	東京支店開設
2009年10月	札幌支店開設
2011年7月	大阪支店開設
2011年9月	首都圏支店開設
2012年10月	福岡支店開設
2013年4月	仙台支店開設
2013年10月	飲食店事業に参入することを目的として、株式会社コプロ・ダイニングサービスを設立
＃	株式会社コプロ・ダイニングサービス 1店舗目出店（名古屋市中区）
2013年11月	給与計算・社会保険業務を委託することを目的として、G I P株式会社の株式を全株取得し、株式会社コプロ・ソリューションズへ社名変更
2014年6月	広島支店開設
2014年11月	社員教育研修を目的としてアカデミア事業部開設
2015年5月	持株会社への移行を目的として株式会社コプロ・ホールディングス（現 当社）へ社名を変更し、同時に完全子会社として株式会社コプロ・エンジニアード（現 連結子会社）を会社分割により設立し当社グループの主要事業である人材派遣・紹介事業を移管
2015年7月	株式会社コプロ・エンジニアード関東支店開設
2015年9月	労働者派遣法改正
2016年4月	株式会社コプロ・エンジニアード関東支店をMC事業部へ改称
2016年5月	本社を名古屋市中村区に移転
＃	株式会社コプロ・ダイニングサービス 2店舗目出店（名古屋市中区）
2016年11月	株式会社コプロ・エンジニアードMC事業部をMC支店へ改称
2017年1月	当社グループの事業再編に伴い、株式会社コプロ・ソリューションズを解散
2017年3月	当社グループの事業再編に伴い、株式会社コプロ・ダイニングサービスを解散
2017年4月	株式会社コプロ・エンジニアード大宮支店開設
＃	株式会社コプロ・エンジニアード東京支店を東京第一支店へ改称、首都圏支店を東京第二支店へ改称
＃	株式会社コプロ・エンジニアード東京本社開設
＃	株式会社コプロ・エンジニアードMC支店廃止
2017年10月	株式会社コプロ・エンジニアード神戸支店開設
2018年4月	株式会社コプロ・エンジニアード金沢支店開設
2018年10月	株式会社コプロ・エンジニアード名古屋支店を名古屋第一支店へ改称
＃	株式会社コプロ・エンジニアード名古屋第二支店開設
2019年3月	東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
2019年4月	株式会社コプロ・エンジニアード東京プラント支店、名古屋プラント支店、大阪プラント支店開設
2019年10月	株式会社コプロ・エンジニアード高松支店開設

年月	事項
2020年4月	COPRO GLOBALS PTE.LTD.をシンガポール共和国に設立

年月	事項
"	株式会社コプロ・エンジニアード千葉支店、静岡支店、北九州プラント支店開設
"	株式会社コプロ・エンジニアード大阪支店を大阪第一支店へ改称
"	株式会社コプロ・エンジニアード神戸支店を大阪市北区に移転し大阪第二支店へ改称

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社（株式会社コプロ・エンジニアード）により構成されており、当社は純粋持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。なお、2020年4月に子会社COPRO GLOBALS PTE.LTD.をシンガポール共和国に設立しております。

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣・紹介事業を行っており、全国20支店（本書提出日現在）を有し、サービス展開を行っております。

当社は建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当該事業は主として以下の業種別に展開しております。

業種別区分	主な派遣業務の内容
建築	高層ビルやマンション、商業施設、工場等における新築・改修工事に伴う施工管理・設計補助業務
土木	道路工事、護岸工事、造成工事、トンネル工事、橋梁工事等に伴う施工管理・設計補助業務
設備	高層ビルやマンション、商業施設、工場等における新築・改修工事に伴う設備工事（空調・衛生・電気）の施工管理・設計補助業務
プラント	各種プラント工事（鉄鋼、化学、繊維等）における新築・改修工事に伴う施工管理・設計補助業務
CAD	建築、土木、設備、プラントにおけるCADオペレーター業務
その他	建築、土木、設備、プラントにおける事務業務

本書提出日現在において、営業拠点として支店、また、採用拠点としてサテライトオフィスを展開し、以下のとおり全国展開を行っております。

支店		
東日本エリア	中日本エリア	西日本エリア
札幌支店 仙台支店 大宮支店 東京第一支店 東京第二支店 東京プラント支店 千葉支店 横浜支店	静岡支店 金沢支店 名古屋第一支店 名古屋第二支店 名古屋プラント支店	大阪第一支店 大阪第二支店 大阪プラント支店 広島支店 高松支店 福岡支店 北九州プラント支店

サテライトオフィス		
東日本エリア	中日本エリア	西日本エリア
新潟サテライトオフィス	浜松サテライトオフィス	京都サテライトオフィス 那覇サテライトオフィス

また、人材創出の取り組みとして、次の4点を中心に実践しております。

1. 人材の確保

採用については、Web媒体に加え、建設・プラント業界に特化した、自社運営求人サイト「現キャリア」を運営し、全国の求人情報の掲載から就業、就業後の相談まで全サポートを行っております。また、知人の紹介や人材紹介会社等の採用チャネルも活用し、専門知識のある人材にとどまらず、若手未経験者向けの求人・採用も強化しております。

2. 入社教育の徹底

全ての派遣技術社員が入社後に研修を受け、当社グループにおける派遣技術社員としての自覚や心構えなどの確認を徹底しております。勤怠管理、就業規則、情報セキュリティ、管理体制（派遣技術社員のサポート担当の役割）、派遣適用除外業務、ハラスメント、労働安全衛生（健康診断の実施と受診後フォロー）、労働災害発生時の対応、危険予知など、その内容は多岐にわたりますが、それら全てが当社グループ派遣技術社員として必要な心得であり、就業先で起こる様々なトラブルにも対応できるよう、入社教育研修を実施しております。

3. 派遣技術社員へのきめ細やかなフォロー体制の構築

派遣技術社員に対して、配属されてからのアフターフォロー、健康管理、メンタルヘルスマネジメントを徹底し、派遣技術社員に対する質の高いサポート活動を行い、当社グループ企業理念の浸透を図るとともに、現場の規模に関係なく、顧客満足度の向上や様々な問題解決に真剣に取り組んでおります。

4. 教育の場の提供

社内向けの新卒研修、中途（未経験者）研修、CAD研修による派遣技術社員の質の向上を目的として研修施設「監督のタネ」（注）を設け、専属の講師を東京、千葉、名古屋、大阪の各施設に配し、実習研修を通じて、受講希望者の習熟度に合わせてキャリアサポートを行っております。

（注）研修施設「監督のタネ」3つのポイント

・ポイント1

開講する講座は業界、仕事内容、安全管理、業界用語、製図知識など基礎からスタートし丁寧にレクチャーするため、初心者やブランクのある経験者でも確実なレベルアップを目指すことができます。

・ポイント2

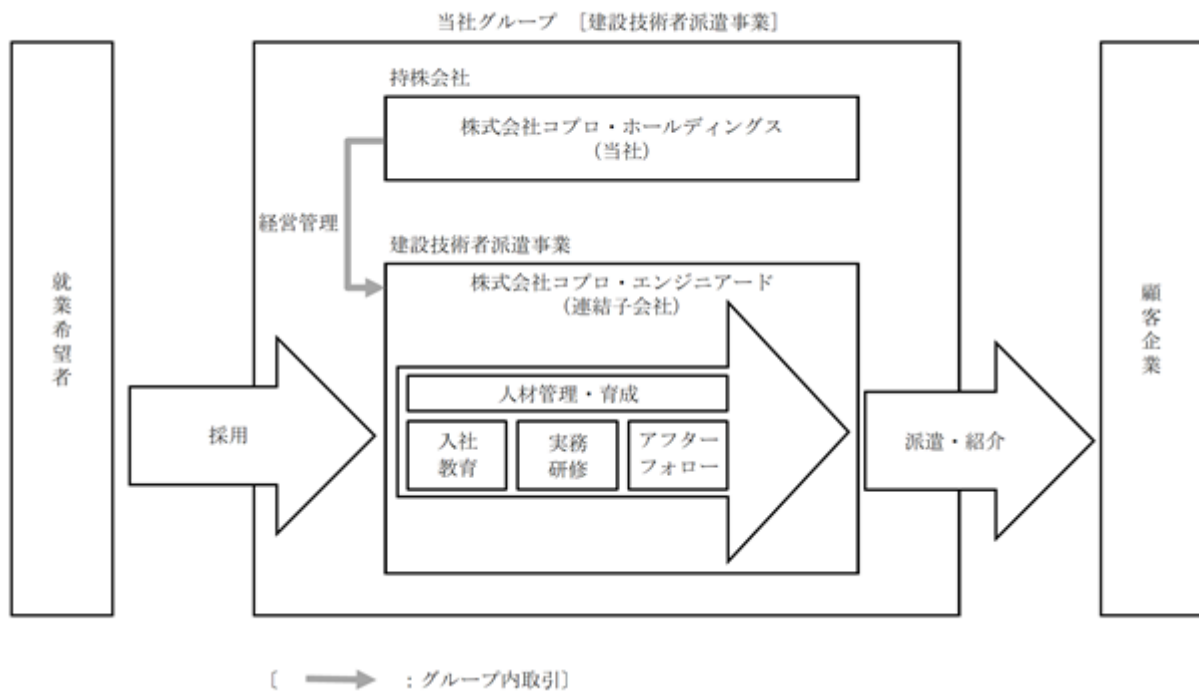
講師1名、生徒2～4名の少人数規模での実施により、一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細やかなフォローアップ体制を実現し、理解への着実なステップアップが可能です。

・ポイント3

研修施設「監督のタネ」は、東京、千葉、名古屋、大阪の各主要駅近くのアクセス良好な場所に設置しております。

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社コプロ・エンジニアード (注) 2、3	名古屋市 中村区	30,000	建設技術者派遣 事業	100.0	役員の兼任7名 経営指導

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当していません。

3. 株式会社コプロ・エンジニアードについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、単一セグメントである建設技術者派遣事業の売上高に占める割合が90%を超えているため、損益情報の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであります。

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
建設技術者派遣事業	2,242

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。

2. 従業員数が当連結会計年度中において、454名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48	33.4	1.9	4,055

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、嘱託契約の従業員を含んでおります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

ORIGIN -社名由来-

「応えるプロ、コプロ」

コプロで働く私たちは、高い志を持つプロフェッショナルな組織として一丸となり社会へ応えていきます。皆様からのご期待に応えていく覚悟と決意を社名由来に込めました。

理念体系

MISSION -社会での役割-

人が動かす「ヒューマンドライブ」な社会をつくる

VISION -目指す姿-

一人ひとりの心に点火する「人づくり」企業になる

VALUE -理念-

志をもって事を成す

目標にコミットし、プライドをかけて全力で共に成し遂げる。

そんな「志事」を通して、全社員で成長する。

ブランドタグライン

Go Beyond, Go Together.

人の無限の能力を信じ、その熱源になる

コプロは、さらにその先へ、共に越えて行くことを目指します。

人の無限の能力を信じ、その可能性を引き出すために人の情熱の炎を着火する

その熱源であり続けるという想いを、ブランドタグラインへ込めました。

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣・紹介事業を行っており、各顧客からの需要に応じて人材を派遣するビジネスモデルとなっております。従って、優良な派遣先からの受注ルートを確立できるかどうか、また、受注できたとしてもスキルのある人材を派遣できるかがポイントとなります。当該受注ルート、採用ルートの確立は一朝一夕に構築できるものではなく、派遣先及び派遣技術社員との間で時間をかけて築き上げた信頼関係によるところが大きいため、当社グループの企業理念を徹底し、派遣先及び派遣技術社員との間の信頼関係構築に努めております。

建設技術者派遣事業の具体的な展開方針といたしましては、大型案件受注等に向けたスーパーゼネコンをはじめとする大手建設事業者への営業拡大及びスキルのある派遣技術社員の配属による当社グループからの派遣シェアの拡大を図っております。

また、具体的な派遣先の業種として、建築・土木・設備・プラントにおける現場監督やCADオペレーターとなっております。

当社グループは、派遣技術社員一人ひとりを大事にし、向き合うことを徹底しております。具体的には各支店にサポート担当者を配置し、派遣技術社員が派遣先へ配属された後も定期的なアフターフォロー、健康管理、メンタルヘルスマネジメント、スキルアップ支援を行うとともに、定期的な安全大会（来賓として取引先も参加する集合研修）及び懇親会の開催などを行っております。

顧客満足度向上への取り組みについては、派遣技術社員が現場でいかに貢献できるかを重視し、配属後もサポート担当者が積極的に現場へ顧客訪問し、派遣技術社員の評価や要望のヒアリングを行うとともに、派遣技術社員とのヒアリング内容の共有をおこない、派遣先（顧客）、派遣技術社員、サポート担当者がチームの一員として取り組むことで、より良い職場環境づくりと、顧客満足度の向上を図っております。

(2) 目標とする客観的な指標等

当社グループは、売上高の中長期的な成長を重視しております。また、安定的な利益確保を目指し、売上高経常利益率を客観的な管理指標とし、10%を目標値としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

主力事業である建設技術者派遣事業の拡充

当社グループの主たる人材派遣先である建設業界については、今後、業界再編が加速すると考えられます。その中で、当社グループとしては、スーパーゼネコンを中心とした企業への営業を徹底して強化しており、経験者のみにとどまらず、初期教育を施した新卒及び中途（未経験者）社員を継続的に派遣することにより、中長期的な安定的な収益基盤を築くことを計画しております。

この戦略を進めるにあたり、最も重要なのが、付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の採用となります。採用の面で当社グループと競合となるのは、同業他社のみではなく、建設業界の全ての企業であるため、それらと比較し、応募者に選んでいただけるような「企業ブランディング」と、志向性や年齢とともに変化する家庭環境にあわせ、応募者自身の未来をフレキシブルに設計できるよう、「人事制度構築」や「働き先の創出」に取り組んでまいります。

プラント向けエンジニア派遣の拡大、人材開発機能の外販

プラント向けエンジニア派遣に関しては、建設向け派遣でのスキルを活かしプラント向けに展開が可能であり、今後さらに事業を拡大してまいります。なお、プラント企業で必要とされるスキル・経験値は多岐にわたるため、大手企業に対しアライアンスを組む形での営業を強化し、クライアント1社に対し熟練者と若手社員を組み合わせて派遣する営業手法等も活用します。これにより、プラント企業との継続的・安定的な取引拡大と、それを担う人材の育成を図ります。東京・名古屋・大阪・北九州にプラント向け専門の支店を設置し、積極的に推進してまいります。

また、人材開発機能としては、新卒及び中途（未経験者）採用の規模拡大に伴い、東京・千葉・名古屋・大阪に設置している研修施設「監督のタネ」の講義回数を増やしこれに対応します。

派遣先企業との関係が深まるのに伴い、企業ニーズに即した（特定のスキルに特化した）人材を派遣するため、紹介予定派遣（注）に注力します。当社グループで採用した人材を社内の人材開発部門で教育し、紹介予定派遣として継続的に人材を送り出すことにより、派遣先企業の採用・人材開発機能の一部を当社グループが担うことを目指してまいります。

（注）紹介予定派遣とは、就職を希望する人材と、採用を予定している企業とを引き合わせ、社員雇用を前提として行う人材派遣であります。

海外人材育成派遣事業の立ち上げ

海外展開に関しては、技術者派遣事業の分野での海外拠点として、2020年4月にシンガポール共和国に100%当社出資の現地法人を設立いたしました。今後は、ASEANでの事業戦略を策定し、海外の豊富な人材を日本国内でも活用するよう取り組んでまいります。

人材派遣・紹介事業における新たな展開

人材育成事業及び、高齢者等雇用活性化事業の2つの分野において、高付加価値人材派遣・紹介事業の取り組みを今後計画してまいります。

人材育成事業に関しては、前述のプラント企業への人材供給と同じコンセプトで、建設分野以外へも提携先企業の幅を広げ、採用・教育・派遣・人材紹介を収益の柱とする人材ビジネス事業に取り組んでまいります。高齢者等雇用活性化事業に関しては、IT等を活用し、女性や高齢者が活躍できる場の創出を目指します。結婚や出産で退職した女性人材や、定年を迎えるスキルを持ったシニア人材の受け皿として、働き続けたいと考える社員の未来を担保することを目指してまいります。

以上の事業展開を組み合わせ、当社グループ全体で蓄積した採用・教育・派遣・人材紹介のビジネスモデルを進化させることにより、ワンストップで顧客の様々なニーズに応えることができる人材ビジネス事業を目指してまいります。

買収・合併、業務提携、新規事業の開拓

当社グループは今後、人材ビジネス事業及びその周辺事業等の事業拡大や新規事業分野の開拓のため、買収・合併、新会社設立、業務提携等も重要な手段の一つとして位置づけ、積極的に活用していく方針であります。

(4) 経営環境

当社グループの事業会社は建設業界を中心とした人材派遣・紹介事業を行っております。建設業界における今後の需要としましては、2025年開催予定の大阪・関西万博、2027年開業予定のリニア中央新幹線（品川・名古屋間）関連、都市再開発プロジェクト関連工事や、既存インフラの老朽化に伴う再整備など引き続き堅調な建設需要が見込まれております。

一方、2021年3月期の期初においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、取引先である建設会社等の一部において、感染症予防のため工事現場の稼働を中断する動きがみられるなど感染終息までの期間、影響等が見通せず経営環境は不透明な状況となっております。

当社グループは取引先に対して派遣技術者ごとに月額契約に基づき請求を行っており、取引先からの現場一時閉鎖要請に対しても適切な請求を行うこととしております。また、工事現場ごとに派遣技術者のスキルを要する面もあり、現場再開後も派遣契約を継続するよう取引先との交渉を行い、売上減少リスクを低減するよう努めております。

なお、当社グループでは、出勤前の検温、全社員へのマスクの配布、手洗い・うがいの徹底などにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めております。

他方、国内における雇用情勢については、近年の労働人口の減少に加え、建設業界の安全面に対する取り組みの強化や残業に対する考え方の変化により、今までは一人で行ってきた業務が細分化されるなど、人材不足が一層深刻となっております。また、人材需要が高いため、人材を確保するための求人力や採用力が必要不可欠となっており、スキルのある人材確保の競争が同業他社との間で激化している状況にあります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

人材確保及び育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、いかに付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を獲得していくか、また、いかに在籍する派遣技術社員のスキルを高めていくかは重要な課題の1つです。エンジニアの採用は売り手市場となっているため、主力のWeb媒体に加え、在籍する社員からの紹介等も活用し、スキルを保持するエンジニアの獲得を推進してまいります。また、自社運営求人サイト「現キャリ」の更なる集客強化・機能性向上を図ってまいります。あわせて、中長期的な事業成長を担う人材の確保を目的として、引き続き新卒採用にも注力いたします。

人材の育成については、東京・千葉・名古屋・大阪の全国4拠点で運営する教育施設「監督のタネ」において、より実践的な研修プログラムの開発・導入を進めるとともに、国家資格取得支援講座の運営、遠隔地とのリモート研修体制の整備等を通じて、派遣技術社員としてのキャリアアップを促進いたします。

また、派遣技術社員に対するより一層のフォローを行うため、2019年4月よりコンプライアンス部（2020年4月にトラスト部へ名称変更）を設置し、派遣技術社員への各種施策を通じて定着率の向上を図ってまいります。

なお、当社グループの期末に在籍する派遣技術社員数は下表のとおりであります。

期間	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
派遣技術社員数	1,168人	1,297人	1,591人	1,984人

法改正への対応

2020年4月1日に施行された改正労働者派遣法の主要改正点は下記のとおりです。

- ・派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との不合理な待遇差を解消すること等を目的とする。
- ・下記のいずれかの方式を選択する。

派遣先均等・均衡方式 / 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇

派遣元労使協定方式 / 一定の要件を満たす労使協定による待遇

上記改正への対応は、我が国が目指す「派遣労働者の同一労働同一賃金」の方針に基づいており、当社グループの持続的な成長にも繋がるものと認識しております。当社グループは、この改正に対応するとともに、取引先に対して適切なチャージアップ（派遣技術社員一人当たりの売上単価の向上）の交渉を推進し、利益の確保・積み上げを図ってまいります。

当社グループは、今後も法改正に伴う経営環境の変化に適切に対応しつつ、引き続き事業の安定・拡大に努めてまいります。

営業力強化

継続的な成長のためには、既存取引の維持・拡大に加えて、顧客企業の新たなニーズを引き出して常に新規の案件を開拓し続ける必要があります。

このために当社グループは、営業改革の実現を図るべく、営業プロセスの再構築、マッチングの強化、ツール導入による業務効率化を進め、稼働人員数の増加、100%近い稼働率の維持だけでなく、顧客・案件情報の集約・分析により、高単価な就業先へのシフトが臨機応変に実現できるよう取り組んでまいります。

長時間労働の抑制

昨今の労働行政においては、働き方改革関連法案の施行により長時間労働に対する指導・監督が強化されており、企業側に従業員へのきめ細かな労務管理と安全配慮を求めるものとなっております。派遣元である当社グループは、派遣先に対して当社グループ派遣技術社員が当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を行うことがないよう、IT端末貸与によりリアルタイムに勤怠状況が把握できる体制を整備するとともに、派遣先に対して段階的な改善を要請する通知を提示する等、適宜適切な措置を講じ、労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境について

建設業界への依存について

当社グループは、建設業界を中心とした人材派遣・紹介事業を行っており、当社グループの業績は官需・民需を問わず国内の建設投資動向に影響を受けます。景気変動や経済情勢の悪化に伴い公共事業の大幅な削減や民間工事の落ち込み等により建設投資動向が著しく変動した場合、或いは何らかの影響により建設業界における人材派遣業に対する需要に構造的な変化をもたらされた場合には、受注等に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、特定の企業や地域への派遣が集中しないようリスク分散を図るとともに、建設業界以外の新たな分野への展開としてプラント業界向けの人材派遣・紹介の事業拡大を推進しております。しかしながら、かかるリスクは当社グループのリスク管理施策によって完全に排除できる性格のものではないことから、市場の急変等の場合においては、顕在化の時期・規模に応じた影響度をもって顕在化する可能性があると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループの主たる人材派遣先である建設業界において、新型コロナウイルス感染症の拡大により取引先である建設会社等が、感染症の予防のため工事現場の稼働を長期にわたり中断した場合や、建設工事が減少した場合、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めが掛からず、経済活動の停滞が長期化し取引先等の経営状況が悪化する場合、受注等に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは取引先に対して派遣技術者ごとに月額契約に基づき請求を行っており、取引先からの現場一時閉鎖要請に対しても適切な請求を行うこととしております。また、工事現場ごとに派遣技術者のスキルを要する面もあり、現場再開後も派遣契約を継続するよう取引先との交渉を行い、当該リスクを低減するよう努めております。

一方、当社グループ内で罹患者が発生した場合、派遣先の現場の一時閉鎖や当社グループの事業拠点の一時閉鎖など事業運営に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の予防策として、出勤前の検温、全社員へのマスクの配布、手洗い・うがいの徹底、及び対応可能な部門におけるテレワークの実施などにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めており、2021年3月期連結会計年度にかかる対策費用として本書提出日現在において約20百万円を支出しております。

当社グループは、当該リスクの低減に努めておりますが、かかるリスクは当社グループ独自のリスク管理施策のみをもって軽減・回避出来るものではなく、顕在化した場合には、リスク顕在の頻度、顕在リスクの規模等に応じた影響を蒙る可能性があります。その影響度について確定的な見積りを行うことは困難であると認識しております。

業界の競争の激化、競合について

当社グループが属する人材派遣・紹介事業の領域では、同業他社においては、営業の強化や、買収・合併等により規模拡大を目指す動きも見られます。当社グループにおきましても、既存顧客のシェア拡大、新規顧客の開拓、同業の買収・合併等により積極的な事業拡大を目指してまいりますが、競争の激化により、想定どおり事業が進まない可能性や派遣料金に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、他社動向等を緊密にモニタリングすることで、かかる事象の顕在化リスクの早期把握に努めておりますが、かかるリスクは、当社グループ独自で軽減・排除できる性格のものではないことから、顕在化の時期・影響度について確定的な予測を行うことは困難であると認識しております。

(2) 事業運営について

人材の確保について

付加価値の高いエンジニアとなり得る人材の獲得は、当社グループの成長の推進力であり、採用力は当社の強みであり、技術者採用数と総在籍派遣技術社員数は順調に推移しております。当社グループにおいては、従前の既卒者を中心とした採用に加えて新卒者採用を推進しております。また、採用チャネルについて

も、Web媒体や自社運営求人サイト「現キャリア」等に加えて、知人紹介等へ多角化することで、必要とされる技術者の確保に努めております。

しかしながら、近年、国内における施工管理技術者の需給は逼迫しており、今後の技術者採用市場の動向によっては、人材の確保に難航するおそれや採用コストが増加する可能性もあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、技術者採用市場の動向を緊密にモニタリングすることで、かかる事象の顕在化リスクの早期把握に努めておりますが、かかるリスクは当社グループのリスク管理施策によって完全に排除できる性格のものではないことから、市場の急変等の場合においては、顕在化の時期・規模に応じた影響度をもって顕在化する可能性があることを認識しております。

海外展開について

当社グループでは今後、技術者派遣・紹介の分野で海外事業を展開する方針であります。海外展開においてはビジネスリスクを最小限にすべく対策を講じたうえで進めてまいりますが、展開先の政治・経済の情勢変化や法規制変更及び為替リスク等の影響により、事業展開に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2020年4月にシンガポールに現地法人を設立しており、今後はASEAN（東南アジア）における人材育成及び人材派遣・紹介事業の実現に向け、現地での情報収集及び事業戦略の構築を積極的に進めることとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期に及ぶ場合、事業展開の推進に遅れが生じる可能性があります。

代表者への依存について

当社グループの創業者であり代表取締役社長である清川甲介は、当社の株式を直接、又は資産管理会社を通じて間接的に所有する、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、建設業界向け人材派遣・紹介に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会やグループ経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、経営方針や事業戦略の決定、遂行に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、取締役会をはじめとした特定の人物に依存しないガバナンス体制に基づく事業運営を行っており、現状体制に特記すべき問題は認めていないことから、かかるリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しております。

買収・合併、業務提携、新規事業等について

当社グループは今後、人材ビジネス事業及びその周辺事業等の事業拡大や新規事業分野の開拓のため、買収・合併、新会社設立、業務提携等を進めていく方針であります。これらの施策については十分な事前調査及び検討を実施してまいりますが、当該事業が当初想定した収益計画と大きく乖離した場合には、のれんの減損損失等の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは本書提出日現在において、のれんの計上はございません。

(3) 労務リスクについて

就業環境について

当社グループでは約2,000人の派遣技術社員を雇用しております。また毎年多数の派遣技術社員を採用していることから、採用時の人材品質確保、コンプライアンスを重視した労務管理を含む派遣技術社員の管理の充実、教育研修体制の強化、従業員満足度向上等の取組みを実践しております。

しかしながら、労働安全衛生や雇用関係等に関して派遣技術社員との間で紛争が発生し、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが派遣する派遣技術社員が派遣先で業務中又は通勤途上において負傷・疾病・障害・死亡となった場合は、使用者である当社グループに災害補償義務が課せられます。これらの労災事故に関しても当社グループは、派遣技術社員からの定期的なヒアリングにより、派遣先の就業環境におけるリスクの未然把握に努めておりますが、当該事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法令遵守を徹底するとともに、内部管理体制を整備することにより、派遣技術社員の紛争・労災事故を惹起することのない事業運営に努めており、かかるリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しております。

長時間労働・過重労働について

当社グループは労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に取り組んでおりますが、長時間労働・過重労働に起因する休職、人材の流出、重大な事故等が発生し当社グループの信用に著しい低下がみられた場合、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、法改正により、時間外労働や休日に係る規制が強化された場合、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法令遵守を徹底するとともに、長時間労働削減プロジェクトの推進や、社員へのIT端末貸与による勤務状況の把握などの内部管理体制を整備することにより、長時間労働・過重労働に起因する休職、人材の流出、重大な事故等を惹起することのない事業運営に努めており、かかるリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しております。

労働基準法

昨今の労働行政の動きでは、長時間労働に対する指導・監督の強化が行われており、企業側に従業員へのきめ細やかな労務管理と安全配慮を求めるものとなっております。派遣元である当社は、派遣先に対して、当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を当社グループ派遣技術社員が行うことがないよう、各派遣技術社員の時間外労働時間の累計に応じ、段階的に派遣先に対し改善を要請する通知を提示するなど、適時必要と考える措置を講じるよう努めております。しかしながら、派遣元である当社グループの労務管理と安全配慮の取り組みが派遣先にて十分に反映されない場合、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法令遵守を徹底するとともに、内部管理体制を整備することにより、派遣元である当社グループの労務管理と安全配慮の取り組みが派遣先にて十分に反映されない事象を惹起することのない事業運営に努めており、かかるリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しております。

また、今後の規制強化及び労働基準法をはじめとする法適応の動向によっては、契約の解除による売上減少や労働問題の発生、有給休暇取得の義務化などに伴うコストの増加により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、労働基準法をはじめとする法的規制の変更等の外部要因に起因するリスクについては、関連法令の改正等の動向をモニタリングすることにより顕在化のリスクを早期に把握し体制の整備を行う方針であります。かかる外部要因によるリスクについては、その顕在化の内容、時期等を当社グループが制御できるものではないことから、その影響度を事前に見積ることは困難であると認識しております。

(4) 機密情報、個人情報等の管理について

当社グループの派遣技術社員は、業務上、顧客の機密情報を知り得る可能性があります。また、派遣事業の遂行にあたり、派遣技術社員の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。そのため、情報セキュリティに関する各種規程を整備・運用し、プライバシーマークの取得や役員への教育研修等を通じて、情報及び情報機器の適正な取扱いを徹底させております。

当社グループでは、ネットワークセキュリティ等を強化することで、当社グループ情報システムのデータ損失や漏洩への対策を進めております。

以上のような対策にも関わらず、当社グループが保有する機密情報や個人情報が外部流出した場合、当社グループへの損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ情報システムにおけるデータ損失や漏洩により、当社グループの事業運営に支障が生じる可能性があります。

当社グループは、個人情報管理体制の適切な運用に努めており、かかるリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しております。

(5) 訴訟について

当社グループでは、従業員に対して必要に応じた教育機会を設けるなどして法令遵守を徹底し、取引先等との関係においても訴訟リスクを低減するよう努めておりますが、不測の事態により当社グループに関連する訴訟、紛争が発生した場合において、訴訟や損害賠償等による費用等の発生や社会的な信用低下により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法令遵守を徹底するとともに、内部管理体制を整備することにより、訴訟、紛争を惹起することのない事業運営に努めておりますが、かかる外部要因によるリスクについては、その顕在化の内容、時期等を当社グループが制御できるものではないことから、その影響度を事前に見積もることは困難であると認識しております。

(6) 自然災害・事故等について

当社グループは、全国に営業拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害が発生した場合に対して迅速かつ的確な対応をしておりますが、想定外の大規模災害が起きた場合、一定の事業運営が困難になる可

能性があります。また人材ビジネスの事業性質上、多数の技術者及び顧客基盤を有していることから、派遣技術社員の安否確認や契約内容の調整など、多大な業務負荷を要することが想定されるため、当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、当該リスクの低減に努めておりますが、かかるリスクは当社グループ独自のリスク管理施策のみをもって軽減・回避出来るものではなく、顕在化した場合には、リスク顕在の頻度、顕在リスクの規模等に応じた影響を蒙る可能性があります。その影響度について確定的な見積りを行うことは困難であると認識しております。

(7) 許認可及び法規制について

当社グループは、労働者派遣事業者及び有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の許可等を受け事業を行っております。当社グループの許可・届出状況については下記のとおりであります。

取得・登録者名	許可名称及び 所管官庁	許可番号	取得年月	有効期限
株式会社コプロ・エンジニアード	労働者派遣事業許可 厚生労働省	派23-301486	2015年 5 月	2023年 4 月30日
株式会社コプロ・エンジニアード	有料職業紹介事業許可 厚生労働省	23-ユ-301317	2015年 5 月	2023年 4 月30日

上記の許可・届出について、事業停止、許可取消及び事業廃止となる事由は労働者派遣法第14条及び第21条並びに職業安定法第32条に定められております。当社グループは、法令違反等の未然防止に取り組んでおり、本書提出日現在、当該許可等の取消し、又は事業の停止等となる事由は発生しておりません。しかしながら、派遣先の指示により労働者派遣法で禁止されている適用除外業務にあたる建設業務を行う等、何らかの要因で当該事業許可等の取消し、又は事業の停止等を命じられるようなことがあれば、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法令遵守を徹底するとともに、内部管理体制を整備することにより、事業停止、許可取消及び事業廃止となる事由を惹起することのない事業運営に努めており、かかるリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しております。

今後、労働者派遣法の改正に伴い、派遣技術社員の無期雇用への転換の増加及び当社グループの顧客による派遣契約の縮小や、直接雇用契約への切り替えの増加などが、当社グループの対応を上回る速度で推移した場合、受注等に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2020年4月1日に施行された改正労働者派遣法は、派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との不合理な待遇差を解消すること等を目的とし、（ ）派遣先均等・均衡方式、あるいは、（ ）派遣元労使協定方式のいずれかの方式を選択することとなっております。

本改正への対応は、我が国が目指す「派遣労働者の同一労働同一賃金」の方針に基づいており、当社グループは、この改正に対応するとともに、取引先に対して適切なチャージアップ（派遣技術社員一人当たりの売上単価の向上）の交渉を推進し、利益の確保・積み上げを図ってまいりますが、当社グループの対応を上回る速度でコストが増加した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、法的規制の変更等の外部要因に起因するリスクについては、関連法令の改正等の動向をモニタリングすることにより顕在化のリスクを早期に把握し体制の整備を行う方針であります。かかる外部要因によるリスクについては、その顕在化の内容、時期等を当社グループが制御できるものではないことから、その影響度を事前に見積ることは困難であると認識しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境に改善がみられましたが、米国・中国の貿易問題をはじめとする国際的な緊張の高まりに加え、2020年の年明け以降、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、先行きは不透明な状況となりました。一方で、人材派遣業界においては、国内の労働人口が減少しており、多くの業界が人材確保に苦慮しているため、需要は引き続き活況となりました。特に当社グループの主要顧客が属する建設業界においては、高齢化及び若手不足が顕著であり、人材不足はいっそう深刻となっております。

このような事業環境のもと、当社グループは2019年4月に3支店（東京プラント支店、名古屋プラント支店、大阪プラント支店）及び2019年10月に1支店（高松支店）の計4支店を新規開設し、事業基盤の拡大を図るとともに、配属人員の増加及び派遣先へのチャージアップ（派遣技術社員一人当たりの売上単価の向上）の交渉を推進いたしました。また、当社グループの成長の礎である付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を確保するため、技術社員による知人紹介の推進、有料媒体での募集等、採用強化に取り組みました。その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高13,122,871千円（前連結会計年度比21.3%増）、営業利益1,592,904千円（同18.4%増）、経常利益1,585,296千円（同18.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,084,160千円（同15.5%増）となりました。

なお、当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

財政状態の状況

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、6,897,672千円となり、前連結会計年度末に比べ411,450千円増加いたしました。これは主に、売上高増に伴い売掛金が330,357千円増加したことによるものであります。固定資産は1,132,849千円となり、前連結会計年度末に比べ144,390千円増加いたしました。これは主に投資その他の資産が123,628千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は8,030,522千円となり、前連結会計年度末に比べ555,840千円増加いたしました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、2,379,689千円となり、前連結会計年度末に比べ274,698千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が100,604千円増加したことによるものであります。固定負債は162,866千円となり、前連結会計年度末に比べ514,018千円減少いたしました。これは主に繰上償還等により、社債が487,000千円減少したことによるものであります。これにより、有利子負債の圧縮及び自己資本比率の向上を図っております。

この結果、負債合計は2,542,555千円となり、前連結会計年度末に比べ239,319千円減少いたしました。

また、今後の積極的な事業展開を推進していくための資金需要に対して、迅速で自由度の高い安定的な資金調達手段の確保を目的として2019年11月に取引銀行2行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、本コミットメントラインに基づく借入実行残高はありません。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、5,487,966千円となり、前連結会計年度末に比べ795,160千円増加いたしました。これは主に剰余金の配当を292,020千円実施した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益1,084,160千円を計上したことにより利益剰余金が792,140千円増加したことによるものであります。なお、当連結会計年度より、株主への利益還元を機会を増やすため、当社の剰余金の配当を中間においても実施いたしております。

この結果、自己資本比率は68.3%（前連結会計年度末は62.8%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、4,795,089千円となり、前連結会計年度末に比べ95,999千円増加いたしました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得た資金は1,125,936千円（前連結会計年度は1,165,313千円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益1,567,441千円、減価償却費85,643千円、売上高増に伴う売上債権の増加額330,357千円及び法人税等の支払額396,651千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は144,512千円（同122,640千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出47,205千円、無形固定資産の取得による支出40,080千円によるものです。有形固定資産の取得は主に支店開設によるものであり、無形固定資産の取得は主に新規基幹システム開発にかかる支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は885,425千円（同761,253千円の収入）となりました。これは主に社債の償還による支出571,000千円、配当金の支払額291,572千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、派遣先の業種別に示すと次のとおりであります。

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、受注生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績を派遣先の業種別に示すと、次のとおりであります。

派遣先業種	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	前連結会計年度比(%)
建築	4,188,723	113.5
土木	2,287,218	117.0
設備	3,263,208	120.5
プラント	1,883,730	174.3
CAD	1,135,059	107.7
その他	364,930	110.1
合計	13,122,871	121.3

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

当社グループの当連結会計年度の経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、13,122,871千円（前連結会計年度比21.3%増）となりました。

派遣先業種別売上に つきましては、いずれも前連結会計年度を上回りました。特に、当社グループが中長期的な経営戦略に掲げている、プラント向けエンジニア派遣に関しては引き続き事業拡大を図り、プラント向け売上については、1,883,730千円（同74.3%増）と前連結会計年度に対して大幅に増加しました。また当社グループでは、引き続きスーパーゼネコンを中心とした企業への営業を徹底して強化し、連結売上高に対するスーパーゼネコンの構成比率は増加しました。

当社グループの成長の礎である付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を確保するため、技術社員による知人経験者のみにとどまらず、初期教育を施した新卒及び中途（未経験者）社員を継続的に派遣することにより、前連結会計年度から引き続き派遣契約数は順調に推移しました。

なお、当社グループは、売上高の中長期的な成長を重視しており、当連結会計年度におきましては、4支店を新規開設しております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、8,746,605千円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。これは主に売上拡大に伴う派遣技術社員にかかる人件費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は、4,376,265千円（同20.7%増）となりました。また、売上高総利益率は33.3%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、2,783,360千円（前連結会計年度比22.1%増）となりました。これは主に給料、地代家賃の増加によるものであります。これらは、事業拡大に伴う人員増及び支店開設によるものであります。この結果、営業利益は1,592,904千円（同18.4%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は1,526千円（前連結会計年度比28.2%減）、営業外費用は支払利息2,273千円、社債の一部繰上償還による社債償還損3,569千円、支払保証料2,325千円等の計上により9,135千円（同11.8%減）となり、この結果、経常利益は1,585,296千円（同18.6%増）となりました。なお、当社グループの安定的な利益確保を目指し目標値としております売上高経常利益率10%を達成しております。

(特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益として保険解約返戻金17,800千円、特別損失として固定資産除却損35,654千円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は1,567,441千円（前連結会計年度比17.4%増）となりました。

また、法人税等合計を483,281千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,084,160千円（同15.5%増）となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境に由来するリスク、事業内容に由来するリスク等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。これらの経営成績に重要な影響を与えるリスクに対応するため、組織体制の更なる強化等を行ってまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、当社グループの資金需要の主なものは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金、及び当社グループが将来に向けた更なる付加価値向上を図るための設備投資であります。これらの資金需要は手元資金で賄うことを基本とし、一部の運転資金を社債により調達しております。余剰資金の運用は定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産であり、流動性を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、継続的な評価を行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

a. 固定資産

当社グループは、固定資産にかかる減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境の変化により割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについては減損損失の計上が必要となる可能性があります。

b. 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、事業計画や経営環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

見積り及び判断・評価については、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

当社の連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項 4. 会計方針に関する事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しております。

目標とする管理指標の状況

当連結会計年度の売上高経常利益率は12.1%となり、目標とする10%に対し2.1ポイントのプラスとなりました。これは派遣先へのチャージアップの推進、付加価値の高いエンジニアの採用強化の推進をした結果によるものであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の経営環境及び予測や取得可能な情報に基づき、企業価値を最大限に向上させるよう経営戦略の見直し及び再検討を随時行っております。

また、関連法規制の遵守は経営上最も重要な課題と位置付けており、法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策を実施し、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は87,286千円であり、うち主な内訳は、支店の開設・移転等による建物及び構築物の取得18,370千円、支店の開設・移転に伴う工具、器具及び備品の取得4,148千円、2021年3月期の支店の開設・移転等による建設仮勘定4,400千円、新規基幹システム開発等によるソフトウェア仮勘定28,314千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (名古屋市中村区)	内装設備等	86,686	12,375	2,630	101,692	48

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、建設仮勘定であります。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は46,291千円であります。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社コプロ・ エンジニアード	本社及び支店 (名古屋市中村区 他)	内装設備等	183,958	36,986	49,152	270,097	2,194

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主にリース資産、建設仮勘定であります。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4. 上記の他、主要な賃借している設備としては以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (千円)
株式会社コプロ・ エンジニアード	東京第一支店・東京第二支店・東京プラント支店 (東京都中央区)	営業業務施設	64,332
	大阪支店・大阪プラント支店(大阪市北区)	営業業務施設	24,581

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	名古屋市市中村区	社内基幹システム	195,000	61,960	自己株式処分 による調達資金	2019年4月	2022年3月	(注)2
提出会社	名古屋市市中村区	全社電子端末導入	181,397	27,710	自己株式処分 による調達資金	2019年4月	2022年3月	(注)2
提出会社	名古屋市市中村区	自社求人サイト 機能向上	60,000	-	自己株式処分 による調達資金	2019年4月	2021年3月	(注)2
株式会社コプロ・ エンジニアード	東京都 他計5拠点	支店新設に伴う 内装設備等	35,898	12,280	自己株式処分 による調達資金	2020年3月	2021年3月	(注)2
株式会社コプロ・ エンジニアード	愛知県	支店移転に伴う 内装設備等	80,580	-	自己資金及び 自己株式処分 による調達資金	2020年4月	2020年6月	(注)2
COPRO GLOBALS PTE.LTD.	シンガポール 共和国	内装設備等	10,000	-	自己株式処分 による調達資金	2020年4月	2021年3月	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略してあります。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (マザーズ) 名古屋証券取引所 (セントレックス)	権利内容に制限のない、 当社において標準となる 株式であり、単元株式数 は100株であります。
計	5,000,000	5,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年3月31日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 2 (注) 4 当社子会社従業員 16
新株予約権の数(個)	86,000(注) 1	89,100[87,100](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 86,000 (注) 1	普通株式 89,100[87,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	755(注) 2	1,350(注) 2
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から 2027年3月31日まで	2020年3月13日から 2028年3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 755 資本組入額 378	発行価格 1,350 資本組入額 675
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等(以下「当社の従業員等」という)の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以後当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が本新株予約権の行使の条件中、新株予約権を行使できる条件に該当しなくなった場合、取締役会の決議により当該対象者に発行した新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社になる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会の決議により本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会の決議により当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権者に相続その他一般承継の事由が生じた場合は、当該取得者に対して取締役会の決議により当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 任期満了による取締役の退任及び付与対象者の権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社監査役3名、当社従業員3名、当社子会社従業員16名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年2月23日 (注)	4,999,500	5,000,000	-	30,000	-	-

(注) 株式分割(1:10,000)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	20	19	33	-	1,100	1,176	-
所有株式数(単元)	-	6,117	1,099	21,505	2,923	-	18,347	49,991	900
所有株式数の割合(%)	-	12.2	2.2	43.0	5.9	-	36.7	100.0	-

(注) 自己株式286,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リタメコ	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号	2,100	44.55
清川 甲介	愛知県名古屋市千種区	1,000	21.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	474	10.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETEBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	147	3.14
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	70	1.50
田村 健	千葉県船橋市	70	1.48
森實 厚裕	愛知県名古屋市中区	50	1.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	50	1.06
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	48	1.03
岩崎 泰次	静岡県静岡市駿河区	43	0.92
計	-	4,054	86.02

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 286,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,713,100	47,131	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	5,000,000	-	-
総株主の議決権	-	47,131	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コプロ・ホールディングス	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	286,000	-	286,000	5.7
計	-	286,000	-	286,000	5.7

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (第三者割当による自己株式の処分)	4,000	3,020,000	-	-
保有自己株式数	286,000	-	286,000	-

(注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数4,000株、処分価額の総額3,020,000円)であります。

2. 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日から本書提出日までの期間に処理した株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当政策に関しては、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の用途については、運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当については、上記の方針に基づいて、業績や財務状況等を総合的に勘案し、当期は1株当たり60円の配当(うち中間配当20円)を実施することを決定いたしました。当事業年度の配当性向は78.5%(連結配当性向は26.1%)となりました。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月13日 取締役会決議	94,200	20.00
2020年6月24日 定時株主総会決議	188,560	40.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

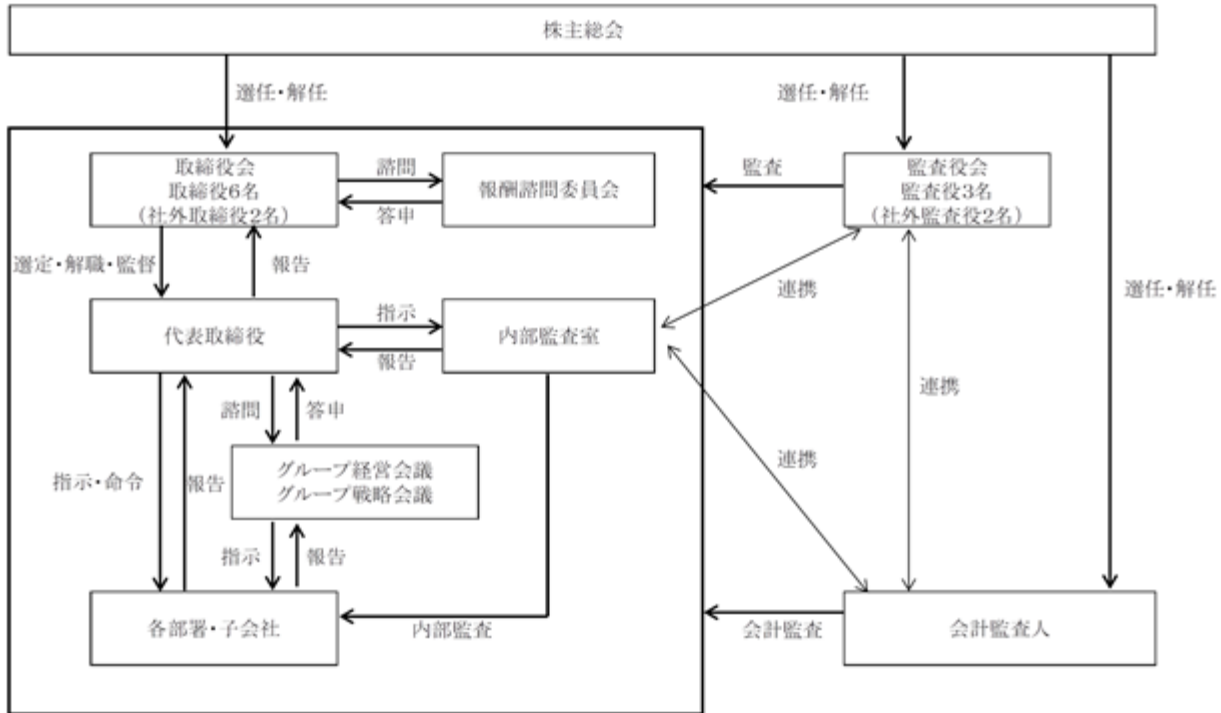
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値を最大化するため、経営と業務執行における透明性の確保及びコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行っております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の提出日現在における企業統治の模式図は、以下のとおりであります。



(a) 企業統治の体制の概要

a. 取締役会

当社取締役会は、代表取締役社長 清川甲介が議長を務めております。その他のメンバーは専務取締役 小粥哉澄、常務取締役 齋藤正彦、取締役 越川裕介、社外取締役 葉山憲夫、社外取締役 藤巻正司の取締役6名により構成されております。環境の変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

b. 監査役・監査役会

当社監査役会は、監査役 星野義明、社外監査役 春馬学、社外監査役 大倉淳の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。

なお、定款において、当社の監査役は4名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

c. グループ経営会議・グループ戦略会議

グループ経営会議及びグループ戦略会議は、それぞれ常勤取締役4名及び常勤監査役1名、本部長並びに代表取締役が必要と認めて指名した者により構成され、代表取締役の諮問機関として、毎月1回開催しております。

グループ経営会議は、取締役会への付議事項、全般的業務執行方針に関する事項、リスク管理に関する事項等を審議しております。

グループ戦略会議は、グループ会社の経営戦略全般に関する協議、経営戦略の検討等を審議しております。

d. 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を2名配属しております。内部監査室長は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

e. 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、2018年5月より取締役会の諮問機関として設置しております。社外取締役 葉山憲夫を委員長とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から選任される、3名以上の委員で構成されることと定め、現状、社外役員全員を委員として選任しております。取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。

取締役の個別報酬は、報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会決議により決定いたします。取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

また、算定方法については、以下のとおりとしており、各検討要素については報酬諮問委員会が決定することとしております。

< 算定方法等 >

2018年6月26日開催の取締役会決議により決定した役員報酬の算定方法は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。具体的には、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとし、職責に応じた固定報酬と業績連動報酬により算定することとしております。業績連動報酬につきましては、連結営業利益を指標にしております。当該指標を選択した理由は、当社役員の貢献度を適切に反映するものと考えられるためであり、報酬諮問委員会において業績貢献度に応じた各役員への配分率を決定しております。

なお、2019年6月25日開催の取締役会決議により決定した役員報酬については、上記算定方法に加え、業績連動報酬の算定においては一部の取締役に対して過度な偏りを発生させないような設計とするとともに、業績と当社役員の貢献度との関連性を一層高めるべく、指標を親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。

変動報酬の判断基準については、より幅広い観点からの報酬決定が望ましい体制であると考え、取締役としての業績貢献度、職務責任達成度、ガバナンス体制貢献度等の観点も踏まえた判断基準としております。

また、当社は、2020年6月24日開催の定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

（譲渡制限付株式報酬制度の概要）

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2017年3月31日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠の範囲内において、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定しております。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現行の報酬額の内枠として年額5千万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は5年以上で当社の取締役会が定める期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

f. 会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(b) 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性、経営責任の明確化、経営監視機能強化に資するものと判断し、現在の体制を採用しております。

監査役会による取締役会の監督とあわせ、独立・公正な社外取締役を設置し、内部統制システムを一層整備していくことで、適正、かつ、透明性の高い業務執行を確保しております。

企業統治に関するその他の事項

(a)内部統制システムの整備状況

当社は、下記のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

・当社及び当社子会社（以下「コプログループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の取締役は、コプログループにおけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を目的として制定した「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
2. 当社の取締役は、「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査部門は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
3. 当社の取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
4. 当社の管理部門を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、コプログループにおける法令違反又は「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、使用人にその実践を促す。
5. 当社の経営会議メンバーは、コプログループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてリスク管理部門は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
7. 当社の管理部門が内部統制システムの整備を推進する。
8. 当社の管理部門がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備及び運用状況をモニタリングする。
9. コプログループの使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整える。

・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の管理については、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報管理体制を確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、リスク管理委員会で審議し、コプログループ全体で横断的に推進する。
2. 当社の取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
3. 当社の株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
4. 企業秘密については、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
5. 個人情報については、法令並びに「個人情報保護規程」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づき厳重に管理する。

・コプログループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コプログループの事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
2. 当社の管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
3. コプログループは、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の検討、審議等及び事故等への対応のためにリスク管理委員会を設置する。
4. リスク管理委員会メンバーは、事業部門及び管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
5. リスク管理委員会メンバーは、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、コプログループのリスク管理の実施について監督する。

6. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他不正リスク等リスク管理の観点から重要な事項については、リスク管理委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては当社の取締役会において報告する。
7. コプログループの事業部門及び当社の管理部門は、コプログループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する当社のスタッフ部門及び当社のグループ経営会議にてその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、当社の取締役及び監査役に報告する。
8. コプログループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査部門が監査を行う。

.コプログループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、各部門長に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
2. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
3. 当社の取締役会は、コプログループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
4. 各部門長は、当社の取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
5. コプログループの取締役及び各部門長の職務執行状況については、適宜、当社の取締役会に対して報告する。
6. 各部門長その他の使用人の職務権限の行使は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

.コプログループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
2. 当社は、コプログループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
3. コプログループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項についてはグループ経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
4. 当社の内部監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
5. 当社の監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、コプログループにおける業務の適正の確保のため、内部監査部門と意見交換等を行い、連携を図る。
6. 当社は、コプログループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門及び当社子会社は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。また、内部環境及び外部環境の重要な変化があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、変更の有無を検討する。

.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社の監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、監査役の職務を補助する能力と知識を備えた使用人を置く。
2. 同使用人の人事異動、評価等については常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

・コプログループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
2. 当社の管理部門長は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
3. 当社の管理部門長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
5. コプログループは監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

・監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役職務の執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
2. 監査役は当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
3. 監査役は、監査法人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて監査法人・内部監査部門に報告を求める。
4. コプログループの取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、「リスク管理規程」を制定するとともに、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(d) 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、業務執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うとともに、「リスク管理規程」に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社は子会社に対し、監査役及び内部監査室による業務監査を行うこととしております。

なお、子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理本部の担当部署が指導・育成に努めております。

(e) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(f) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(g) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(h) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、株主への利益還元などを目的とした機動的な自己株式の取得を可能にするためであります。

(i) 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(j) 取締役、監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

(k) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に掲げる事項(会社法施行規則第118条第3項)は定めておりません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	清川 甲介	1977年10月16日生	1998年4月 建築工業株式会社入社 1999年5月 株式会社日構シーエスエス(現 株式会社テクノプロ・コンストラクション)入社 1999年9月 同社名古屋営業所長 2000年4月 同社大阪営業所長 2001年4月 同社新宿営業所長 2004年5月 同社代表取締役社長就任 2006年5月 株式会社クリスタルスタッフ 代表取締役社長就任 2006年10月 株式会社トラスティクルー(現 当社)設立 代表取締役社長就任(現任) 2015年5月 株式会社コプロ・エンジニアード(新設分割会社) 代表取締役社長就任(現任) 2020年4月 COPRO GLOBALS PTE.LTD.(シンガポール現地法人) 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	3,100 (注)5、6
専務取締役 事業本部長	小粥 哉澄	1980年9月1日生	2001年4月 株式会社インプレス入社 2001年12月 株式会社日構シーエスエス(現 株式会社テクノプロ・コンストラクション)入社 2006年5月 株式会社セイゼアー入社 名古屋支店長 2006年11月 株式会社トラスティクルー(現 当社)入社 コンストラクション事業部部長 2008年4月 同社名古屋支店長 2011年7月 同社大阪支店長 2013年8月 同社取締役就任 2015年5月 株式会社コプロ・エンジニアード(新設分割会社) 取締役就任(現任) 2016年11月 当社取締役就任 事業本部長 2018年6月 当社専務取締役就任 事業本部長(現任)	(注) 3	2
常務取締役 経営戦略本部長 兼 管理本部管掌	齋藤 正彦	1976年1月8日生	2001年11月 株式会社クリスタル入社 2002年7月 株式会社キャリアール転籍 2006年4月 同社管理本部長 2007年11月 同社コンプライアンス推進部長 2009年1月 株式会社PLM(現 株式会社TTM)転籍 2011年7月 同社執行役員 総務部長 2014年2月 株式会社コプロ・エンジニアード(現 当社)入社 リスクマネジメント室長 2016年6月 株式会社コプロ・エンジニアード(新設分割会社)取締役就任 リスクマネジメント室本部長 2016年10月 当社取締役就任 リスクマネジメント室本部長 2017年3月 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役就任(現任) 2017年11月 当社取締役 管理本部長 2018年6月 当社常務取締役就任 管理本部長 兼 総務部長 2019年4月 当社常務取締役 管理本部長 兼 リスクマネジメント部長 2020年4月 当社常務取締役 経営戦略本部長 " COPRO GLOBALS PTE.LTD.(シンガポール現地法人) 取締役就任(現任) 2020年6月 当社常務取締役 経営戦略本部長 兼 管理本部管掌(現任)	(注) 3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 人事戦略本部長	越川 裕介	1985年10月15日生	2006年4月 株式会社スタイルファクトリーかべす入社 2008年3月 株式会社トラスティクルー（現 当社）入社 2011年2月 同社名古屋支店長 2013年5月 同社首都圏支店長 2016年1月 株式会社コプロ・エンジニアード（新設分割会社）採用戦略本部長 2016年6月 当社執行役員 採用戦略本部長 2016年11月 当社執行役員 採用戦略本部長 2017年3月 当社取締役就任 採用戦略本部長 " 株式会社コプロ・エンジニアード取締役就任（現任） 2020年4月 当社取締役 人事戦略本部長（現任）	(注) 3	-
取締役	葉山 憲夫	1959年7月8日生	1984年4月 株式会社自動車ニッポン新聞社入社 1987年4月 株式会社物流産業新聞社入社 1989年4月 株式会社コア入社 1994年7月 社会保険労務士登録 葉山社会保険労務士事務所（現 社会保険労務士法人葉山事務所）設立 所長就任（現任） 2007年4月 特定社会保険労務士付記 2014年11月 株式会社東名 社外監査役就任（現任） 2016年8月 シェアリングテクノロジー株式会社 社外監査役就任 2018年6月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	-
取締役	藤巻 正司	1955年4月3日生	1980年4月 トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社 2001年9月 中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 2003年9月 ティー・ハンズオンラインベストメント株式会社 代表取締役就任（現任） 2005年12月 株式会社ネクステージ 社外取締役就任 2013年6月 日本モーゲージサービス株式会社 社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	星野 義明	1951年1月15日生	1973年3月 株式会社中薬（現 アルフレッサ株式会社）入社 1996年10月 同社豊橋支店長 2001年10月 同社取締役就任 静岡営業部長 2005年1月 同社取締役 仕入利益管理部長 2008年4月 同社取締役 債権管理部長 2011年5月 同社常勤監査役就任 2016年11月 当社入社 2017年3月 当社常勤監査役就任（現任） " 株式会社コプロ・エンジニアード監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	春馬 学	1973年11月4日生	2001年10月 弁護士登録 石原総合法律事務所入所 2006年10月 春馬・野口法律事務所開設（現任） 2010年4月 株式会社ネクステージ 社外監査役就任（現任） 2013年6月 ボパール興業株式会社 社外監査役就任（現任） 2017年2月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	大倉 淳	1974年8月6日生	2000年10月 中央青山監査法人名古屋事務所入所 2004年4月 公認会計士登録 2016年7月 公認会計士大倉会計事務所開設（現任） 2016年10月 税理士登録 2016年12月 名南M&A株式会社 社外監査役就任（現任） 2017年3月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	-
計					3,104

- (注) 1. 取締役葉山憲夫及び藤巻正司は、社外取締役であります。
2. 監査役春馬学及び大倉淳は、社外監査役であります。
3. 2020年6月24日の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2018年11月26日の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長清川甲介の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リタメコが所有する株式数を含んでおります。
6. 代表取締役社長清川甲介は2020年5月28日に166,100株の立会外分売を実施した結果、本書提出日現在の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リタメコが所有する株式数と合わせて2,933,900株となっております。
7. 所有株式数には2020年6月1日から本書提出日までに増減した株式数は含めておりません。

社外役員の状況

当社は社外取締役として葉山憲夫及び藤巻正司を、社外監査役として春馬学及び大倉淳を選任しております。

葉山憲夫氏は特定社会保険労務士の資格を有し、労務関連の専門的な知見及び豊富な実績等を踏まえ、当社の経営に有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。

藤巻正司氏は経営者としての豊富な実績や見識を有しており、その経験を踏まえ当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に対し助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。

春馬学氏は弁護士の資格を有し、会社法等の専門的な知見等を踏まえ、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけると判断し、社外監査役として選任しております。

大倉淳氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見等を踏まえ、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけると判断し、社外監査役として選任しております。

なお、春馬学氏は当社新株予約権を1,100個、大倉淳氏は当社新株予約権を1,000個保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との関係は、内部監査は、内部監査室が行っており、内部監査室長は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。

また、内部監査室長及び監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、常勤監査役が非常勤監査役と連携し、業務監査及び会計監査を実施しております。監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部門の担当者が事務局機能を代行しております。

当事業年度において当社は監査役会を年13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	星野 義明	13	13
非常勤（社外）監査役	春馬 学	13	13
非常勤（社外）監査役	大倉 淳	13	13

常勤監査役の活動としては、監査役会で策定した監査の年間計画に基づいて、監査を実施しております。

監査の結果、改善事項が検出された場合、監査役会で意見交換を行い、取締役会で改善勧告を行います。その結果を受けて、フォローアップ監査の実施を検討しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を2名配属しております。内部監査室長は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 奥谷 浩之

指定有限責任社員 澤田 吉孝

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、有限責任 あずさ監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正に行われていることを確保する体制を整えていると判断いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,500	1,350	27,300	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28,500	1,350	27,300	-

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、新規上場に伴う自己株式処分及び株式売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定する方針としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役及び監査役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

役員報酬限度額(1事業年度)

取締役 500,000千円(2017年3月31日の臨時株主総会で決議)

監査役 30,000千円(2017年2月24日の臨時株主総会で決議)

また、監査役の個別報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役会に一任しております。

取締役の個別報酬は、報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会決議により決定いたします。取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

また、算定方法については、以下のとおりとしており、各検討要素については報酬諮問委員会が決定することとしております。

なお、報酬諮問委員会の活動内容は次のとおりであります。

開催日	活動内容
2019年5月15日	役員報酬決定方針の確認・決定 各取締役の業績測定(効果測定)方法についての検討(第1回)
2019年5月27日	各取締役の業績測定(効果測定)方法についての検討(第2回)
2019年6月12日	報酬諮問委員会による取締役との面談に係る具体的な評価項目の検討・決定
2019年6月20日	取締役毎に評価面談を実施、取締役報酬の検討および答申内容の決定
2019年6月25日	報酬諮問委員会から取締役会へ取締役報酬の答申

< 算定方法等 >

2018年6月26日開催の取締役会決議により決定した役員報酬の算定方法は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。具体的には、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとし、職責に応じた固定報酬と業績連動報酬により算定することとしております。業績連動報酬につきましては、連結営業利益を指標としております。当該指標を選択した理由は、当社役員の貢献度を適切に反映するものと考えられるためであり、報酬諮問委員会において業績貢献度に応じた各役員への配分率を決定しております。

なお、2019年6月25日開催の取締役会決議により決定した役員報酬については、上記算定方法に加え、業績連動報酬の算定においては一部の取締役に対して過度な偏りを発生させないような設計とするとともに、業績と当社役員の貢献度との関連性を一層高めるべく、指標を親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。2020年3月期の当該指標の実績は、1,084,160千円（前連結会計年度比15.5%増）であります。

変動報酬の判断基準については、より幅広い観点からの報酬決定が望ましい体制であると考え、取締役としての業績貢献度、職務責任達成度、ガバナンス体制貢献度等の観点も踏まえた判断基準としております。

また、当社は、2020年6月24日開催の定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

（譲渡制限付株式報酬制度の概要）

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2017年3月31日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠の範囲内において、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定しております。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現行の報酬額の内枠として年額5千万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は5年以上で当社の取締役会が定める期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	313,874	174,999	138,875	6
監査役(社外監査役を除く)	7,095	7,095	-	1
社外役員	21,300	21,300	-	4

(注) 業績連動報酬には、2018年6月26日開催の取締役会決議により決定した年間報酬及び2019年6月25日開催の取締役会決議により決定した年間報酬のうち、当事業年度にかかる報酬を記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額(千円)	
				固定報酬	業績連動報酬
清川甲介	137,749	取締役	提出会社	72,499	65,249

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

2. 業績連動報酬には、2018年6月26日開催の取締役会決議により決定した年間報酬及び2019年6月25日開催の取締役会決議により決定した年間報酬のうち、当連結会計年度にかかる報酬を記載しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構のセミナーに参加して最新情報の取得をするとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,761,096	4,831,545
売掛金	1,526,054	1,856,412
その他	199,432	210,153
貸倒引当金	361	438
流動資産合計	6,486,222	6,897,672
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	293,628	270,645
建設仮勘定	19,953	40,665
その他(純額)	75,064	60,480
有形固定資産合計	1,388,646	1,371,790
無形固定資産		
リース資産	48,636	28,206
その他	26,814	84,861
無形固定資産合計	75,450	113,067
投資その他の資産		
繰延税金資産	104,044	130,309
その他	420,318	517,681
投資その他の資産合計	524,362	647,990
固定資産合計	988,459	1,132,849
資産合計	7,474,681	8,030,522
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	244,000	160,000
リース債務	25,872	26,290
未払金	1,056,835	1,145,106
未払法人税等	209,474	310,079
未払消費税等	253,508	428,522
賞与引当金	95,549	120,910
資産除去債務	785	7,608
その他	218,963	181,170
流動負債合計	2,104,990	2,379,689
固定負債		
社債	557,000	70,000
リース債務	42,533	16,242
資産除去債務	77,350	76,623
固定負債合計	676,884	162,866
負債合計	2,781,874	2,542,555
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	1,169,858	1,172,858
利益剰余金	3,494,398	4,286,538
自己株式	1,450	1,430
株主資本合計	4,692,806	5,487,966
純資産合計	4,692,806	5,487,966
負債純資産合計	7,474,681	8,030,522

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	10,819,368	13,122,871
売上原価	7,194,372	8,746,605
売上総利益	3,624,996	4,376,265
販売費及び一般管理費	1 2,280,128	1 2,783,360
営業利益	1,344,867	1,592,904
営業外収益		
受取利息	31	51
受取賃貸料	1,140	1,140
還付加算金	285	-
受取和解金	431	265
その他	236	69
営業外収益合計	2,125	1,526
営業外費用		
支払利息	3,531	2,273
株式交付費	2,224	-
社債償還損	-	3,569
支払保証料	3,598	2,325
その他	1,000	966
営業外費用合計	10,354	9,135
経常利益	1,336,638	1,585,296
特別利益		
保険解約返戻金	-	17,800
特別利益合計	-	17,800
特別損失		
固定資産除却損	2 1,557	2 35,654
特別損失合計	1,557	35,654
税金等調整前当期純利益	1,335,081	1,567,441
法人税、住民税及び事業税	365,827	509,546
法人税等調整額	30,388	26,264
法人税等合計	396,216	483,281
当期純利益	938,864	1,084,160
親会社株主に帰属する当期純利益	938,864	1,084,160

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	938,864	1,084,160
包括利益	938,864	1,084,160
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	938,864	1,084,160

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	30,000	-	2,678,534	4,500	2,704,034	2,704,034
当期変動額						
剰余金の配当			123,000		123,000	123,000
親会社株主に帰属する当期純利益			938,864		938,864	938,864
自己株式の処分		1,169,858		3,050	1,172,908	1,172,908
当期変動額合計	-	1,169,858	815,864	3,050	1,988,772	1,988,772
当期末残高	30,000	1,169,858	3,494,398	1,450	4,692,806	4,692,806

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	30,000	1,169,858	3,494,398	1,450	4,692,806	4,692,806
当期変動額						
剰余金の配当			292,020		292,020	292,020
親会社株主に帰属する当期純利益			1,084,160		1,084,160	1,084,160
自己株式の処分		3,000		20	3,020	3,020
当期変動額合計	-	3,000	792,140	20	795,160	795,160
当期末残高	30,000	1,172,858	4,286,538	1,430	5,487,966	5,487,966

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,335,081	1,567,441
減価償却費	80,182	85,643
保険解約返戻金	-	17,800
固定資産除却損	1,557	35,654
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,160	77
賞与引当金の増減額(は減少)	20,662	25,360
受取利息	31	51
支払利息	3,531	2,273
株式交付費	2,224	-
売上債権の増減額(は増加)	264,537	330,357
その他の流動資産の増減額(は増加)	48,710	32,574
未払金の増減額(は減少)	185,531	46,269
その他の流動負債の増減額(は減少)	124,526	137,220
その他	12,914	5,740
小計	1,449,771	1,524,896
利息及び配当金の受取額	31	48
利息の支払額	3,547	2,357
法人税等の支払額	280,941	396,651
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,165,313	1,125,936
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	10,000
定期預金の払戻による収入	-	36,000
有形固定資産の取得による支出	75,120	47,205
無形固定資産の取得による支出	9,055	40,080
投資有価証券の売却による収入	21,000	-
その他	59,463	83,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	122,640	144,512
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	24,003	25,872
割賦債務の返済による支出	18,427	-
社債の償還による支出	244,000	571,000
配当金の支払額	123,000	291,572
自己株式の売却による収入	1,170,684	-
ストックオプションの行使による収入	-	3,020
財務活動によるキャッシュ・フロー	761,253	885,425
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,803,926	95,999
現金及び現金同等物の期首残高	2,895,164	4,699,090
現金及び現金同等物の期末残高	4,699,090	4,795,089

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社コプロ・エンジニアード

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～39年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

イ 社債発行費

支払時に全額費用として処理しております。

ロ 株式交付費

支払時に全額費用として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において「流動負債」の「その他」に表示していた472,472千円は、「未払消費税等」253,508千円、「その他」218,963千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点で終息時期等を想定することは困難であるものの、当社グループが現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき検討し、当社グループにおける通期への当該影響は限定的であると仮定し会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	133,611 千円	169,921 千円

- 2 コミットメントライン契約

当社グループは、迅速で自由度の高い安定的な資金調達手段の確保を目的として、2019年11月に取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	- 千円	3,000,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	3,000,000

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	288,805 千円	342,269 千円
給料	630,487	803,680
地代家賃	261,175	282,534
賞与引当金繰入額	36,705	46,560
貸倒引当金繰入額	2,026	77

- 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	1,557 千円	28,074 千円
工具、器具及び備品	-	3,279
ソフトウェア	-	4,300
計	1,557	35,654

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000,000	-	-	5,000,000
合計	5,000,000	-	-	5,000,000
自己株式				
普通株式(注)	900,000	-	610,000	290,000
合計	900,000	-	610,000	290,000

(注) 自己株式の数の減少は、2019年3月18日付の自己株式の処分による400,000株の自己株式売出し、2019年3月29日付の第三者割当による自己株式の処分による210,000株の自己株式売出しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	123,000	30.00	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	197,820	利益剰余金	42.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 1株当たり配当額には、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの新規上場記念配当2円を含んでおります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000,000	-	-	5,000,000
合計	5,000,000	-	-	5,000,000
自己株式				
普通株式(注)	290,000	-	4,000	286,000
合計	290,000	-	4,000	286,000

(注) 自己株式の数の減少は、第1回新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	197,820	42.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	94,200	20.00	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	188,560	利益剰余金	40.00	2020年3月31日	2020年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	4,761,096 千円	4,831,545 千円
別段預金	-	447
預入期間が3か月を超える定期預金	62,006	36,009
現金及び現金同等物	4,699,090	4,795,089

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産 及び債務の額	11,686 千円	- 千円
資産除去債務の計上額	6,764	10,656

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機であります。

無形固定資産

主として、給与計算、会計ソフトであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、短期の支払期日であります。

社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年以内であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、2019年11月に取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,761,096	4,761,096	-
(2) 売掛金	1,526,054		
貸倒引当金	346		
	1,525,707	1,525,707	-
資産計	6,286,804	6,286,804	-
(1) 未払金	1,056,835	1,056,835	-
(2) 社債(1年内償還予定 の社債含む)	801,000	801,774	774
(3) リース債務(流動負債 と固定負債の合算)	68,406	68,589	183
負債計	1,926,241	1,927,199	957

売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,831,545	4,831,545	-
(2) 売掛金	1,856,412		
貸倒引当金	422		
	1,855,990	1,855,990	-
資産計	6,687,536	6,687,536	-
(1) 未払金	1,145,106	1,145,106	-
(2) 社債(1年内償還予定 の社債含む)	230,000	229,986	13
(3) リース債務(流動負債 と固定負債の合算)	42,533	42,499	34
負債計	1,417,640	1,417,593	47

売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債(1年内償還予定の社債含む)

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) リース債務(流動負債と固定負債の合算)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,761,096	-	-	-
売掛金	1,526,054	-	-	-
合 計	6,287,151	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,831,545	-	-	-
売掛金	1,856,412	-	-	-
合 計	6,687,958	-	-	-

4.社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	244,000	244,000	154,000	84,000	75,000	-
リース債務	25,872	26,290	12,349	2,366	1,527	-
合 計	269,872	270,290	166,349	86,366	76,527	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	160,000	70,000	-	-	-	-
リース債務	26,290	12,349	2,366	1,527	-	-
合 計	186,290	82,349	2,366	1,527	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 2名 当社子会社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年3月31日	2018年3月12日
権利確定条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等(以下「当社の従業員等」という)の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2019年4月1日～ 2027年3月31日	2020年3月13日～ 2028年3月12日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	90,000	91,100
付与	-	-
失効	-	2,000
権利確定	90,000	89,100
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	90,000	89,100
権利行使	4,000	-
失効	-	-
未行使残	86,000	89,100

単価情報

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格	(円)	755	1,350
行使時平均株価	(円)	1,850	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	90,392千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	4,379千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22,708 千円	33,053 千円
賞与引当金	32,869	41,593
資産除去債務	26,878	28,975
未実現利益	36,788	33,271
その他	16,402	24,201
繰延税金資産小計	135,648	161,096
評価性引当額	10,645	10,743
繰延税金資産合計	125,002	150,352
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	20,921	19,995
その他	36	48
繰延税金負債合計	20,958	20,043
繰延税金資産の純額	104,044	130,309

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率 (調整)	34.3	34.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.5
法人税額の特別控除等	4.7	4.3
住民税均等割	0.3	0.3
その他	1.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7	30.8

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び各支店オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて15年と見積り、割引率は当該資産の取得時点における使用見込期間に応じた国債利回りを使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	74,074 千円	78,136 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,764	10,656
時の経過による調整額	828	667
資産除去債務の履行による減少額	3,531	5,227
期末残高	78,136	84,232

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

建設技術者派遣事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり純資産額	996.35円	1,164.18円
1株当たり当期純利益	227.52円	230.16円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	222.45円	225.52円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年3月19日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、新規上場日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,692,806	5,487,966
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,692,806	5,487,966
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,710,000	4,714,000

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	938,864	1,084,160
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	938,864	1,084,160
普通株式の期中平均株式数(株)	4,126,466	4,710,505
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	94,034	96,922
(うち新株予約権(株))	(94,034)	(96,922)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(特定子会社の異動)

2020年4月1日にシンガポールに現地法人(100%子会社)を設立いたしました。なお、当該子会社への出資の額が当社の資本金の100分の10以上に相当し、特定子会社となります。

(1) 設立の目的

日本国内においては労働人口が減少しているなか、多くの業界が人材確保に苦慮している状況となっております。特に、当社グループの主要顧客が属する建設業界における人材派遣市場は、高齢化及び若手不足による人材不足が今後も続くことが想定されます。

このような背景のもと、当社は、ASEAN(東南アジア)における人材育成及び人材派遣・人材紹介事業の実現に向け、現地での情報収集及び事業戦略機能の構築を目的として、シンガポールに現地法人を設立いたしました。

今後は、シンガポール現地法人を地域統括拠点として、市場調査及びビジネスモデルの検討を進め、ASEANにおける積極的な事業展開を推進してまいります。

(2) 現地法人の概要

名称	COPRO GLOBALS PTE. LTD.
住所	シンガポール共和国
代表者の氏名	清川 甲介
資本金	250,000シンガポールドル
事業の内容	ASEANにおける市場調査、人材派遣・人材紹介事業
出資比率	株式会社コプロ・ホールディングス100%
設立の時期	2020年4月1日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社コプロ・ホールディングス	第4回私募債	2016年 3月31日	40,000	20,000 (20,000)	0.126	無し	2021年 3月31日
株式会社コプロ・ホールディングス	第5回私募債	2016年 9月26日	195,000	- (-)	0.280	無し	2023年 9月26日
株式会社コプロ・ホールディングス	第6回私募債	2016年 9月30日	350,000	210,000 (140,000)	0.126	無し	2021年 9月30日
株式会社コプロ・ホールディングス	第7回私募債	2017年 3月27日	216,000	- (-)	0.420	無し	2024年 3月27日
合計	-	-	801,000	230,000 (160,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
160,000	70,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	25,872	26,290	1.74	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,533	16,242	1.51	2021年～2023年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	68,406	42,533	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	12,349	2,366	1,527	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の注記を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,023,588	6,172,718	9,548,894	13,122,871
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	285,791	672,359	1,131,391	1,567,441
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	184,949	436,718	733,092	1,084,160
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	39.27	92.72	155.64	230.16

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	39.27	53.45	62.92	74.51

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

当社及び当社子会社である株式会社コプロ・エンジニアードの従業員の採用方法に関連して、2018年3月に、当社及び当社グループ従業員に対し、株式会社アクト・ジャパン及び株式会社アーキ・ジャパンより42,023千円の損害賠償請求の提起を受けておりましたが、2019年7月に当該請求は棄却されました。

これに対し、株式会社アクト・ジャパン及び株式会社アーキ・ジャパンは同判決を不服とする控訴を提起しておりましたが、2020年1月に東京高等裁判所より当該請求は棄却の判決が言い渡され、当社及び当社グループ従業員側の勝訴が確定し、当該訴訟は終結いたしました。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,915,759	2,416,368
売掛金	1,119,717	1,146,605
前払費用	42,746	51,008
未収入金	122	81
その他	1,30,833	1,25,369
貸倒引当金	106	140
流動資産合計	3,109,072	2,639,292
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	92,462	86,686
工具、器具及び備品(純額)	17,836	12,375
リース資産(純額)	3,167	2,488
建設仮勘定	144	142
有形固定資産合計	113,611	101,692
無形固定資産		
借地権	5,900	5,900
ソフトウェア	2,192	12,170
リース資産	44,586	25,776
ソフトウェア仮勘定	-	56,639
無形固定資産合計	52,678	100,485
投資その他の資産		
関係会社株式	100,000	100,000
保険積立金	281,509	299,757
繰延税金資産	1,071	12,876
その他	88,568	88,209
投資その他の資産合計	471,149	500,842
固定資産合計	637,438	703,021
資産合計	3,746,511	3,342,314

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	244,000	160,000
リース債務	21,317	21,668
未払金	1,120,496	1,123,241
未払費用	7,359	7,534
未払法人税等	7,641	112,854
預り金	14,618	13,220
賞与引当金	6,819	8,257
その他	34,852	41,148
流動負債合計	457,104	487,926
固定負債		
社債	557,000	70,000
リース債務	31,424	9,755
資産除去債務	22,366	24,763
固定負債合計	610,791	104,518
負債合計	1,067,895	592,444
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,169,858	1,172,858
資本剰余金合計	1,169,858	1,172,858
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,472,707	1,540,941
利益剰余金合計	1,480,207	1,548,441
自己株式	1,450	1,430
株主資本合計	2,678,615	2,749,869
純資産合計	2,678,615	2,749,869
負債純資産合計	3,746,511	3,342,314

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	1,182,397	1,430,934
営業費用	2,863,279	2,945,478
営業利益	319,117	485,455
営業外収益		
受取利息	19	33
受取賃貸料	1,140	1,140
還付加算金	285	-
受取和解金	71	235
その他	67	68
営業外収益合計	1,584	1,478
営業外費用		
支払利息	1,015	691
社債利息	2,316	1,399
株式交付費	2,224	-
社債償還損	-	3,569
減価償却費	750	750
支払保証料	3,598	2,325
その他	249	216
営業外費用合計	10,154	8,951
経常利益	310,548	477,982
特別利益		
保険解約返戻金	-	7,600
特別利益合計	-	7,600
特別損失		
固定資産除却損	-	345
特別損失合計	-	45
税引前当期純利益	310,548	485,537
法人税、住民税及び事業税	15,554	137,087
法人税等調整額	48,237	11,804
法人税等合計	63,792	125,282
当期純利益	246,755	360,254

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	30,000	-	-	7,500	1,348,951	1,356,451	4,500	1,381,951	1,381,951
当期変動額									
剰余金の配当					123,000	123,000		123,000	123,000
当期純利益					246,755	246,755		246,755	246,755
自己株式の処分		1,169,858	1,169,858				3,050	1,172,908	1,172,908
当期変動額合計	-	1,169,858	1,169,858	-	123,755	123,755	3,050	1,296,663	1,296,663
当期末残高	30,000	1,169,858	1,169,858	7,500	1,472,707	1,480,207	1,450	2,678,615	2,678,615

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	30,000	1,169,858	1,169,858	7,500	1,472,707	1,480,207	1,450	2,678,615	2,678,615
当期変動額									
剰余金の配当					292,020	292,020		292,020	292,020
当期純利益					360,254	360,254		360,254	360,254
自己株式の処分		3,000	3,000				20	3,020	3,020
当期変動額合計	-	3,000	3,000	-	68,234	68,234	20	71,254	71,254
当期末残高	30,000	1,172,858	1,172,858	7,500	1,540,941	1,548,441	1,430	2,749,869	2,749,869

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支払時に全額費用として処理しております。

(2) 株式交付費

支払時に全額費用として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
流動資産		
売掛金	119,717 千円	146,605 千円
その他	8,528	18,983
流動負債		
未払金	910	7,809

2 コミットメントライン契約

当社は、迅速で自由度の高い安定的な資金調達手段の確保を目的として、2019年11月に取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	- 千円	3,000,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	3,000,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,182,397 千円	1,430,934 千円

2 営業費用の主なものは次のとおりであります。なお、すべて一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	288,805 千円	342,269 千円
給料	142,209	156,299
賞与引当金繰入額	6,819	8,257
減価償却費	36,956	38,025

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	45 千円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 100,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 100,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,403 千円	12,352 千円
賞与引当金	2,345	2,840
資産除去債務	7,694	8,518
その他	6,107	6,006
繰延税金資産小計	17,550	29,718
評価性引当額	10,645	10,743
繰延税金資産合計	6,905	18,974
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,833	6,098
繰延税金負債合計	5,833	6,098
繰延税金資産の純額	1,071	12,876

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	34.3	34.4
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	10.9	8.4
評価性引当額	4.1	0.0
税額控除	0.8	0.6
住民税均等割	0.7	0.5
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.5	25.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	114,536	3,077	-	117,614	30,927	8,853	86,686
工具、器具及び備品	49,471	2,736	5,609	46,598	34,223	8,152	12,375
リース資産	3,393	-	-	3,393	904	678	2,488
建設仮勘定	144	142	144	142	-	-	142
有形固定資産計	167,546	5,956	5,753	167,748	66,055	17,684	101,692
無形固定資産							
借地権	5,900	-	-	5,900	-	-	5,900
ソフトウェア	5,469	12,259	-	17,729	5,558	2,281	12,170
リース資産	94,050	-	-	94,050	68,273	18,810	25,776
ソフトウェア仮勘定	-	56,639	-	56,639	-	-	56,639
無形固定資産計	105,419	68,898	-	174,318	73,832	21,091	100,485

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については取得価額により記載をしております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェアの当期増加額の12,259千円は社内福利厚生システムの開発によるものであります。

ソフトウェア仮勘定の当期増加額のうち56,364千円は新規基幹システム製品ライセンス及び新規基幹システム開発によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	106	140	-	106	140
賞与引当金	6,819	8,257	6,819	-	8,257

(注) 貸倒引当金当期減少額のうち、その他の区分に計上されているものは洗替による減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

当社及び当社子会社である株式会社コプロ・エンジニアードの従業員の採用方法に関連して、2018年3月に、当社及び当社グループ従業員に対し、株式会社アクト・ジャパン及び株式会社アーキ・ジャパンより42,023千円の損害賠償請求の提起を受けておりましたが、2019年7月に当該請求は棄却されました。

これに対し、株式会社アクト・ジャパン及び株式会社アーキ・ジャパンは同判決を不服とする控訴を提起しておりましたが、2020年1月に東京高等裁判所より当該請求は棄却の判決が言い渡され、当社及び当社グループ従業員側の勝訴が確定し、当該訴訟は終結いたしました。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.copro-h.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第14期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日東海財務局長に提出

（第14期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日東海財務局長に提出

（第14期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月27日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年1月24日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年6月25日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コプロ・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。